

第6編 火山災害防災計画

第1章 樽前山火山防災計画

第1節 計画の目的

火山による災害から町民の生命、財産を守り、被害の軽減を図ることを目的とする。樽前山が噴火又はそのおそれがある場合において、災害が発生すると認められるとき又は災害が発生した場合の対策は樽前山火山防災協議会の策定した「樽前山火山避難計画」によるほか、次に定めるところによる。

第2節 樽前山の概要

1 地形

樽前山は、支笏カルデラの南部に位置し、現在も活動を続ける火山である。支笏カルデラは、今から4万年前から4万5000年前に激しい軽石噴火の結果、陥没し生じた直径約12kmのカルデラである。その後、風不死、恵庭、樽前の三火山が形成され、現在の姿をとるようになった。

樽前山は、頂上部には、北西に開く直径約1.5kmのカルデラを持つ。そのほぼ中央に中央火口丘があり、中央火口の中央には溶岩ドームがある。

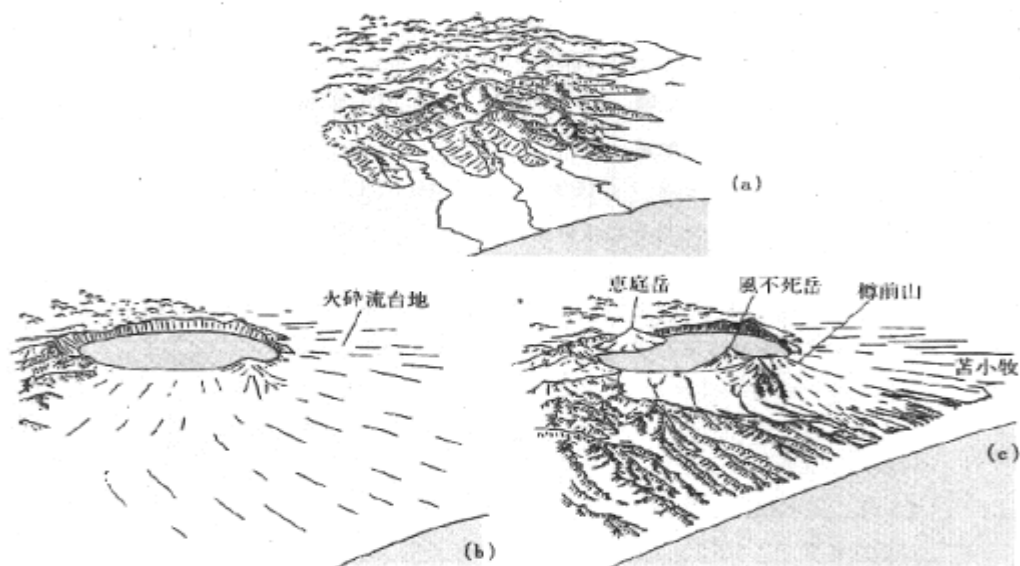
標高500m以上の山体部は、傾斜30～40°の急斜面で、岩塊（岩片）、スコリア、軽石などが散在する完全な裸地である。その外周には標高160m～500mの緩斜面が広がる。この緩斜面は半径約7kmで、主として降下軽石堆積物よりなる。樽前山の西方は、支笏火山噴出物からなる火砕岩台地へ、また北西方は、北山を経て風不死山へつながる。東及び南方は主に軽石流堆積物からなる支笏火山噴出物の低い台地が続く、札幌から苫小牧に続く低地帯に望んでいる。台地の先端は、完新世の海進によりつくられた海食崖となっており、この崖から現在の海岸線にかけては、沖積層からなる低地が発達している。

樽前山の概要

標高	1,041m
火山体の高さ	約500m
半径	約6km
溶岩ドーム	比高約120m、直径約450m、体積約0.02km ³

2 形成史

樽前山の形成史にあつては、更新世末には、新第三紀層の基盤の上に支笏火山が形成され、スコリア、軽石を放出していた（a）。約3万年前に激しい活動を行い、苫小牧付近で層厚4mに達する降下軽石を噴出（総量約25km³、続いて、少なくとも3回の軽石流を流出した。（総量約60～90km³））この多量の噴出物を失った結果、噴出口付近は陥没して支笏カルデラが形成された（b）。陥没に伴い、中心部を通る北西と南東を結ぶ方向の沿った構造線ができ、更新世末から完新世の一連の火山活動が行われた（c）。



出典：樽前山火山避難計画

まず、カルデラ内の南東部で風不死火山が活動を始めた。集塊岩、溶岩の盛んな噴出により山体が形成され、続いて北方に岩屑及び火山灰からなる高温の火砕流が流出した。

最後に頂上火口から溶岩を噴出して活動を終えた。風不死岳の形成に続いて、カルデラの北西部に恵庭岳が形成された。多量の軽石に噴出に続き、溶岩を多量に噴出して火山体が形成された後、頂上の東側に爆裂火口を開き、現在に至っている。これらと同時に、風不死岳と樽前山の間で北山が活動した。

完新世に入って樽前山が活動を始め、5回の噴火期で降下火砕物、軽石流を噴出して、現在の火山体を形成したが、18世紀の一連の軽石噴火により山頂が陥没し、直径約1.5kmの山頂カルデラが形成され、後にそのほぼ中央に中央火口丘が形成された。

19世紀中頃には、中央火口に溶岩ドームが形成されたが、まもなく噴火により破壊し飛散した。20世紀初頭の1909年の噴火の際、現在の溶岩ドームが形成され、活動を断続しつつ現在に至っている。

時代	火山	山体形成史	噴火年代	主な活動
完 新 世	樽 前 火 山	—	1978～1981	降灰 小規模火山灰流
		ドームに割れ目 新溶岩ドーム形成	1944～1955	降灰
			1917～1936	降灰
			1909	降灰
			1883～1894	降灰
			1874	降灰、軽石降下
		旧溶岩ドーム破壊 旧溶岩ドーム形成 中央火口丘形成	1867	降灰
1804～1817	東方に軽石降下 スコリア流発生			
山 頂 カル デ ラ 形 成	山 頂 カル デ ラ 形 成	山 頂 カル デ ラ 形 成	1739	東北東方に軽石降下 軽石流山麓に流下
			1667	東方に軽石降下 軽石流山麓に流下
			樽前山山体形成	約3,000年前
			約9,000年前	軽石・スコリア降下
更 新 世	北山	北山山体形成		
	恵庭火山	恵庭火山体形成	約1万3千年前 約1万8千年前	
	風不死火山	風不死火山体形成	約2万6千年前	
	支笏火山	支笏カルデラ形成	約4万年前	
		新第三紀火山岩類		

3 噴火史

樽前山は、約3,000年前の大噴火のあと二千数百年間休止し、1667年に再び活動を開始した。現在は、この時から始まった活動期にあるものと考えられている。

これまでの調査により明らかにされた噴火は、次のとおりである。

活動時期	活動期間	休止期間	規模	噴火の概要
9,000年前 3,000年前		2千数百年		
1667年（寛文7年）		約70年	大噴火	火砕流が山麓に流下した。降灰は苫小牧で1~2m、十勝平野~道東にまで達した。
1739年（元文4年）		約70年	大噴火	火砕流が山麓に流下し、山頂カルデラが形成される。降灰は千歳付近で50~100cm大雪山系に達した。
(1804~1817年) (文化年間)		約55年	中噴火	火山灰が噴出し、シシャモナイ川に火砕流が流下した。また、外輪山・中央火口丘が形成された。 (正確な噴火年月は不明)
1867年（慶応3年）	1年	6年	中噴火	白老方面に降灰があった。古期溶岩ドームが形成された。
1874年（明治7年）	1年	8年	中噴火	南方に降灰があった。古期溶岩ドームが形成された。
1883~1887年 (明治16~20年)	5年	6年	小噴火	山麓部に降灰があった。
1894年（明治27年）	1年	14年	小噴火	
1909年（明治42年）	1年	7年	中噴火	岩塊や火山灰を噴出した。火山灰は山麓に達し現在の溶岩ドームが形成された。
1917~1936年 (大正6年~昭和11年)	20年	7年	小噴火	この期間に時々噴火した。降灰は山麓部に達した。
1944~1955年 (昭和19~30年)	12年	23年	小噴火	この期間に時々噴火した。山頂付近に降灰があった。
1978~1981年 (昭和53~56年)	3年	41年+	小噴火	この期間に時々噴火した。山頂付近に微量の降灰があった

第3節 防災組織

1 防災組織及び役割

樽前山の噴火災害に際しては、社台地区の一部が、降灰被害、火砕流、火砕サージ及び融雪型泥流の想定地域となっていることから、第1編第3章防災組織（P13）の定めるところにより、組織するものとする。

2 樽前山火山防災協議会

樽前山火山防災協議会は、基本法第17条第1項の規定に基づき設置し、樽前山火山防災計画を策定し、噴火災害に際し適切に対処することを目的として組織するものとする。

協議会を構成する市町及び関係機関は、次のとおりである。

樽前山火山防災協議会の構成

	機関名
1	北海道総合通信局
2	石狩森林管理署
3	胆振東部森林管理署
4	北海道開発局札幌開発建設部
5	北海道開発局室蘭開発建設部
6	東京航空局新千歳空港事務所
7	札幌管区气象台
8	室蘭地方气象台
9	苫小牧海上保安署
10	北海道地方環境事務所支笏洞爺国立公園管理事務所
11	陸上自衛隊第7師団
12	航空自衛隊千歳基地
13	北海道
14	石狩振興局
15	胆振総合振興局
16	北海道警察本部
17	苫小牧警察署
18	千歳警察署
19	苫小牧市
20	千歳市
21	恵庭市
22	白老町
23	安平町
24	厚真町
25	むかわ町
26	苫小牧市消防本部
27	千歳市消防本部
28	恵庭市消防本部
29	白老町消防本部
30	胆振東部消防組合消防本部
31	国土地理院北海道地方測量部
32	（一社）苫小牧観光協会
33	（一社）白老観光協会
34	支笏湖温泉旅館組合
35	学識経験者
36	東日本高速道路㈱北海道支社北広島管理事務所
37	北海道旅客鉄道㈱苫小牧地区駅
38	北海道旅客鉄道㈱室蘭保線所
39	東日本電信電話㈱北海道南支店苫小牧営業支店
40	北海道電力ネットワーク㈱苫小牧支店
41	㈱ドコモCS北海道苫小牧支店
42	苫小牧港管理組合

第 4 節 災害予防計画

噴火による本町への影響としては、大規模噴火発生時に社台地区の一部に火砕流、火砕サージ及び融雪型泥流が到達する事態が想定され、要配慮者施設の避難が想定される。

また、中規模噴火及び大規模噴火発生時には、降灰による山林、農畜産への被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等の被害が想定される。

1 火山防災の啓発活動

樽前山の火山活動や噴火時の対応について、正しい知識を把握し、適切な行動を行えるようにするために、住民、事業所等に対して啓発活動を推進する。

- (1) 白老町防災マップの配布
- (2) 樽前山火山対策防災拠点施設の公開

※ 樽前山火山防災マップは資料編に掲載

2 自主防災活動の推進

地域住民、事業所等による自主防災組織の結成及びその育成に関しては、第 2 編第 1 章第 5 節自主防災組織育成等に関する計画（P28）の定めるところにより、自主防災活動の推進を図るものとする。

3 防災訓練の実施

協議会市町で噴火を想定した防災訓練を実施する。また、これらの訓練を補完するため、町防災訓練を実施する。

4 避難体制の整備

第 2 編第 1 章第 6 節避難体制整備計画（P30）に定めるところによる。

また、必要に応じ住民等への周知に努めるとともに、発災時には体制整備及び住民の避難誘導に努めるものとする。

5 防災施設の整備

町民の生命、身体及び財産を守るため、協議会市町及び関係機関と連携し、防災行政無線、砂防ダム、ヘリポート、避難道路等の整備に取り組むものとする。

第 5 節 災害応急対策計画

1 火山現象に関する警報・予報・情報等

- (1) 火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 13 条の規定により発表される「火山現象警報」及び「火山現象予報」である。

なお、「火山現象警報」は、気象業務法第 15 条第 1 項の規定により北海道知事に通報され、北海道知事は同法第 15 条第 2 項及び基本法第 55 条の規定により町長に通報する。

- (2) 噴火警報は、札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその危険が及び範囲の拡大が予想される場合に火山名「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。
- (3) 噴火予報は、札幌管区気象台が火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される場合に発表する。
- (4) 噴火警戒レベルは札幌管区気象台が火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」の指標を 5 段階に区分し、噴火警報・噴火予報に付して発表する。

また、各火山の火山防災協議会等において、発表基準や避難対象地域等の共同検討を通じ

て、導入や改善を行う。

樽前山噴火警戒レベル

予報 警報	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	登山者・入山者への 対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	
			4 (高齢者等 避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	2 (火口周辺 規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活、(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。	火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)		特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

注1) 住民等の主な行動と登山者・入山者への対応には、代表的なものを記載。

注2) 火口は、噴火が想定されている火口あるいは火口が出現しうる領域(想定火口域)を意味する。。

2 降灰予報

気象庁は、次の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報(定時)

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表する。

イ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される。降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2) 降灰予報(速報)

ア 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。

イ 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

ウ 降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予想された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

- エ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。
 - オ 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。
 - ※降灰予測計算には時間がかかるため、噴火発生後に計算を開始したのでは、噴火後すぐに降り始める火山灰や小さな噴石への対応が間に合いませんので、あらかじめ噴火時刻や噴火規模（噴煙高）について複数のパターンで降灰予測計算を行い、計算結果を蓄積しておきます。
- (3) 降灰予報(詳細)
- ア 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表する。
 - イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対策が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想される場合に発表する。
 - ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
 - エ 噴火予報（速報）を発表した場合には、予報降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。
 - オ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。
 - カ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。
- (4) 降灰量階級表
- 降灰量の情報をわかりやすく、防災対応が取りやすいよう伝えるため降灰量を3階級に区分し、それぞれの階級における「降灰の状況」と「降灰の影響」及び取るべき行動を示す。

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	電線の碍子への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患をもつ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなる恐れがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

3 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

4 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報で、札幌管区気象台が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

ア 噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していないが、今後の活動の推移によっては、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

- イ 現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合は、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
- (2) 噴火速報
噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取ってもらうために、次のような場合に発表する。
- ア 噴火警報が発表されていない常時観測火山において噴火した場合
イ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合。ただし、噴火の規模が確認できない場合は発表する。
ウ 社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。
- (3) 火山活動解説資料
写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、毎月上旬に前月1か月の火山活動の状況等について発表する。
- (4) 月間火山概況
前月1か月の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月上旬に発表する。
- (5) 噴火に関する火山観測報
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに発表する。

5 噴火警報等の発表官署

北海道における全ての火山に係る火山現象警報、火山現象予報及び火山現象に関する情報等の発表は、札幌管区気象台が行う。

6 異常現象発見者の通報義務及び通報先

町は、火山の異常現象を発見した者の通報義務及び通報先に関する事項を定め、町民に周知徹底するものとする。

- (1) 異常現象発見者の通報義務及び通報先
- ア 発見者の通報義務
火山の異常現象を発見した者は、直ちに次のいずれかの機関に通報する。
(ア) 白老町役場（電話 0144-82-2121）
(イ) 苫小牧警察署（110 番通報）（町内の交番・駐在所を含む）又は警察官
(ウ) 白老町消防本部（119 番通報）
- イ 警察官等の通報
警察官及び消防職員は、異常現象を発見した場合又は地域住民から通報を受けた場合、直ちに町に通報する。
- ウ 各関係機関への通報
町は、火山現象について住民、登山者等から通報を受けた場合又は火山現象に関する通報に関する情報を入手した場合は、室蘭地方気象台及び苫小牧市に伝達する。
- (2) 火山現象警報及び火山現象予報の伝達
- ア 噴火警報（特別警報）・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、火山情報伝達系統図によるものとする。
イ 噴火警報（特別警報）・火口周辺警報・噴火予報の受理及び伝達並びに北海道知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

7 噴火警報及び噴火予報等の伝達

- (1) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

(2) 噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。

ア 通報及び伝達の内容

(ア) 札幌管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するために必要があると認めるとき、火山現象に関する情報を知事に通報する。

(イ) 北海道

札幌管区気象台から通報を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係機関に対し、必要な通報又は要請をするものとする。

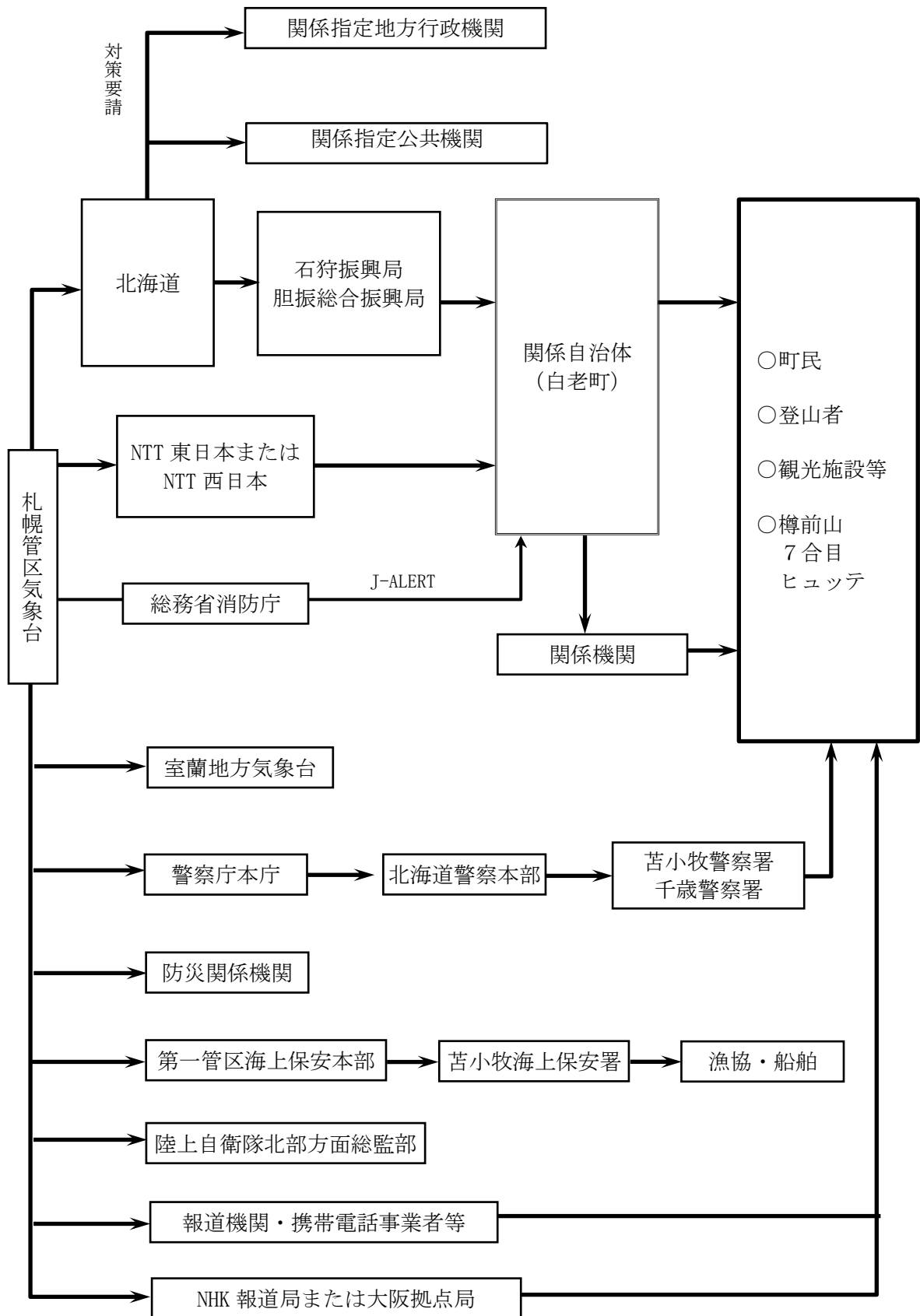
(ウ) 白老町

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び町民その他関係がある公私の団体に伝達するものとする。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ 通報及び伝達の系統

札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報・火口周辺警報・噴火予報の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

樽前山火山情報伝達系統図



2 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、第2編第2章第1節災害情報等の収集・伝達計画(P41)の定めるところによる。

なお、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

3 応急措置

町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第2編第2章第4節応急措置実施計画(P46)の定めるところにより応急措置を実施するものとする。

4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、第2編第2章第3節災害広報・情報提供計画(P44)の定めるところによる。

5 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため第2編第1章第6節避難体制整備計画(P30)の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 警戒区域の設定

町及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、気象庁の発表する噴火警報及び火口周辺警報（噴火警戒レベルが導入された火山は当該レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、住民への周知に努めるものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、第2編第2章第8節救助救出計画(P52)及び第9節医療救護計画(P53)の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町長及び防災関係機関は、第2編第2章第27節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画(P78)の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 道路交通の規制等

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため第2編第4章第12節交通応急対策計画(P57)の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動等については、第2編第2章第5節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画(P47)に定めるところによる。

10 広域応援

町及び消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、第2編第2章第6節広域応援受援計画(P50)の定めるところにより、応援を要請する。

また、樽前山火山防災協議会を構成する市町及び関係機関との連携を図るものとする。

第6節 災害復旧・被災者援護計画

火山災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町長は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第2編第3章第1節災害復旧計画（P89）第2節被災者援護計画（P89）の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第2章 倶多楽火山防災計画

第1節 計画の目的

火山による災害から町民の生命、財産を守り、被害の軽減を図ることを目的とする。倶多楽火山が噴火又はそのおそれがある場合において、災害が発生すると認められるとき又は災害が発生した場合の対策は、倶多楽火山防災協議会の策定した「倶多楽火山避難計画」によるほか、次に定めるところによる。

第2節 倶多楽の概要

胆振地方中部に位置する倶多楽は、現在の倶多楽湖となっている円形のカルデラ（倶多楽湖）と、その西麓で今なお熱水・噴気活動を続ける地獄谷や大湯沼、日和山溶岩ドームなどを含めた地域の総称をいう。

約8万年前から4.5万年前までの期間に複数の火口で火砕流を伴う大規模な噴火が繰り返され、約4万年前までの活動により直径約3kmの円形カルデラ（倶多楽湖）を形成した。

以後は、火山活動が低下したが、約1万5千年前に西麓で火山活動が始まり日和山溶岩ドームが形成され、約8千年前以降は12回以上の水蒸気噴火を繰り返し、大湯沼や地獄谷などが形成された。

最新の噴火は、約200年前、日和山—大湯沼—裏地獄火口列で発生した水蒸気噴火である。

その後は、噴火は発生していないが、日和山から地獄谷にかけての領域では間欠泉や蒸気・熱水の噴出、新たな噴気地帯の出現などの活動が、発生場所を変えながら現在まで繰り返されている。

第3節 防災組織

1 防災組織及び役割

倶多楽の噴火災害に際しては、倶多楽湖西側及びその周辺が降灰の想定地域となっていることから第1編総則・防災組織第3章防災組織（P13）に準じて、組織するものとする。

2 倶多楽火山防災協議会による防災体制の強化

北海道、登別市及び白老町は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第4条の規定に基づき、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、国、公共機関、火山専門家等で構成する倶多楽火山防災協議会（以下「火山防災協議会」という。）を設置する。

また、必要に応じて、防災対策の効果的・効率的かつ具体的な検討を進めることができるよう、火山防災協議会に道、市町、气象台、砂防部局、火山専門家による検討体制を整備するものとする。

火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、倶多楽における統一的な防災体制を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議するものとする。

倶多楽火山防災協議会の構成

	機関名
1	北海道総合通信局
2	後志森林管理署
3	胆振東部森林管理署
4	北海道開発局室蘭開発建設部
6	札幌管区气象台
7	室蘭地方气象台
8	室蘭海上保安部
9	北海道地方環境事務所
10	陸上自衛隊第7師団
11	北海道
12	胆振総合振興局
13	北海道警察本部
14	室蘭警察署
15	苫小牧警察署
16	登別市
17	白老町
18	登別市消防本部
19	白老町消防本部
20	国土地理院北海道地方測量部
21	（一社）登別国際観光コンベンション協会
22	（一社）白老観光協会
23	（一社）自然公園財団登別支部
24	登別温泉旅館組合
25	登別温泉地区連合町内会
26	学識経験者
27	東日本高速道路㈱北海道支社北広島管理事務所
28	東日本電信電話㈱北海道南支店苫小牧営業支店

第4節 災害予防計画

噴火による本町への影響は、大規模噴火発生時には、倶多楽湖西側及びその周辺が降灰による山林被害、交通障害及び大気・水質・土壌汚染等の被害が想定される。

1 火山防災の啓発活動

倶多楽の火山活動や噴火時の対応について、正しい知識を把握し、適切な行動を行えるようにするために町民等に対して啓発活動を推進する。

※倶多楽火山防災マップは、資料編に掲載

2 自主防災活動の推進

地域住民、事業所等による自主防災組織の結成及びその育成に関しては、第2編第1章第5節自主防災組織育成等に関する計画（P28）の定めるところにより、自主防災活動の推進を図るものとする。

3 防災訓練の実施

町は、関係機関と連携し噴火を想定した防災訓練を実施するよう努めるものとする。

4 避難体制の整備

第2編第1章第6節避難体制整備計画（P30）の定めるところによる。

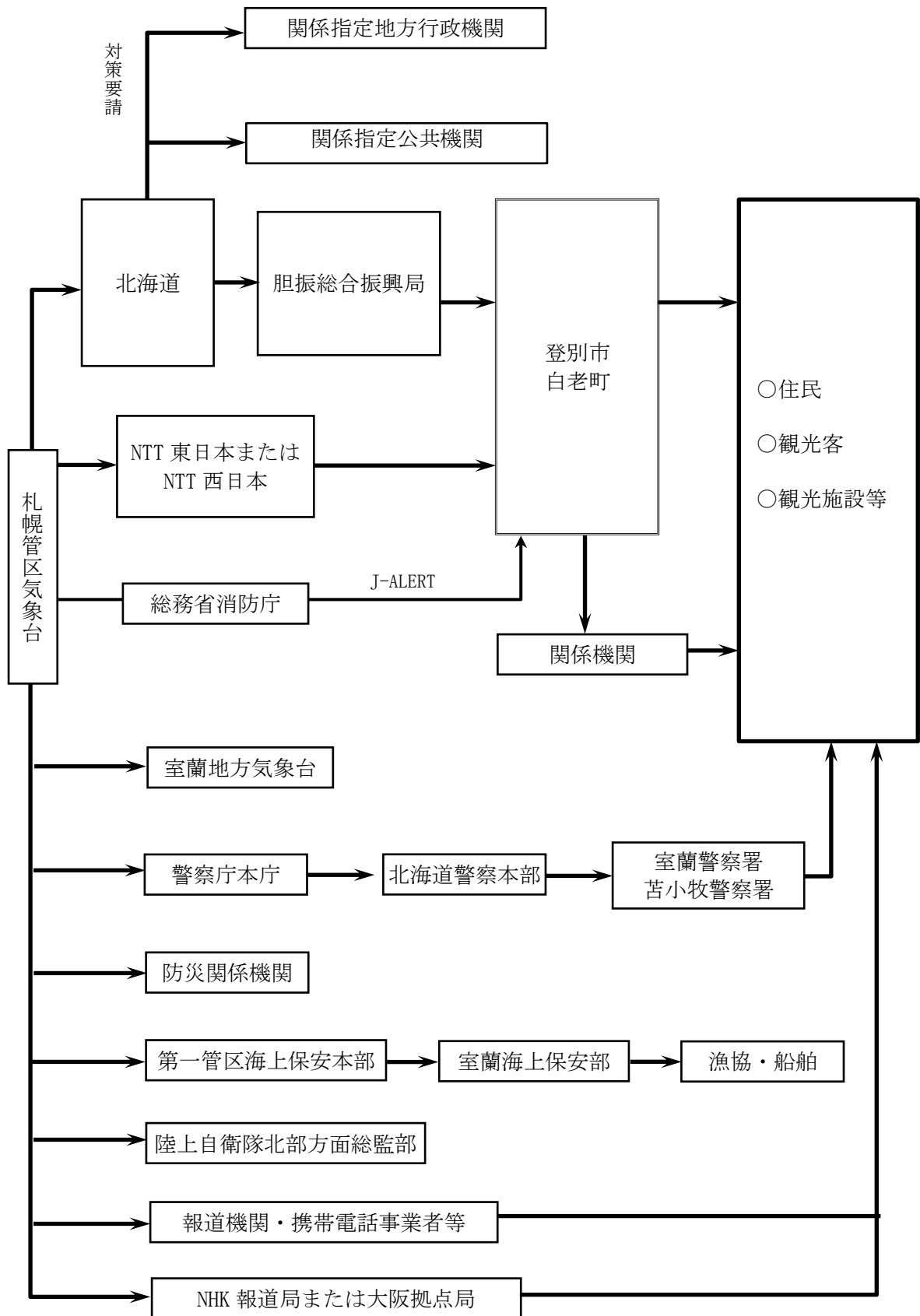
また、必要に応じ住民等への周知に努めるとともに、発災時には体制整備及び住民の避難誘導に努めるものとする。

第5節 災害応急対策計画

火山の噴火またはそのおそれがある場合の応急対策は本編第1章第5節災害応急対策計画（P177）の定めるところによる。

また、倶多楽火山情報伝達系統は下図のとおりとする。

倶多楽火山情報伝達系統図



2 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に対応し、各種伝達手段・システムを最大限かつ有効に用いて行うこととし、第2編第2章第1節災害情報の収集・伝達計画(P41)の定めるところによる。

なお、北海道、町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、ヘリコプター、衛星通信車、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

3 応急措置

町及び防災関係機関は、災害の拡大を防止するため、第2編第2章第4節応急措置実施計画(P46)の定めるところにより、応急措置を実施するものとする。

4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び町民に対して行う災害広報は、第2編第2章第3節災害広報・情報提供計画(P44)の定めるところによる。

5 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため第2編第1章第6節避難体制整備計画(P30)の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 警戒区域の設定

町及び防災関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、気象庁の発表する噴火警報及び火口周辺警報（噴火警戒レベルが導入された火山は当該レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を図り、町民への周知に努めるものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、第2編第2章第8節救助救出計画(P52)及び第9節医療救護計画(P53)の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町長及び防災関係機関は、第2編第2章第27節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画(P78)の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 道路交通の規制等

町及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第2編第4章第12節交通応急対策計画(P57)の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動等については、第2編第2章第5節自衛隊派遣要請及び派遣活動計画(P47)に定めるところによる。

10 広域応援

町及び消防本部は、災害の規模により、それぞれ単独で十分な災害対応策を実施できない場合は、第2編第2章第6節広域応援受援計画(P50)の定めるところにより、応援を要請する。

また、倶多楽火山防災協議会を構成する市町及び関係機関との連携を図るものとする。

第6節 災害復旧・被災者援護計画

火山災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町長は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第2編第3章第1節災害復旧計画（P89）第2節被災者援護計画（P90）の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。